

退職金の準備は万全ですか？

特定退職金共済制度

この制度は事業所の安定した雇用関係を通じて、会社が発展することを目的としています。特定退職金共済は中小企業でも退職金制度が確立でき、求人对策、従業員の意欲向上、定着化に役立ちます。

簡単手続

「建設業経営事項審査」の加点評価項目

建設業法第27条の23

国土交通省告示第85号

掛金は全額非課税
(退職金受取人は従業員です。)

法人税法施行令第135条

所得税法施行令第64条

掛金は1,000円単位

(1,000円から30,000円まで)

【申込み・お問い合わせ】

大分商工会議所 TEL:097-536-3135 野津原町商工会 TEL:097-588-0101

大分県中小企業団体中央会 TEL:097-536-6331

大分市中小企業退職金共済掛金補助制度

市では、上記「特定退職金共済制度」に新規加入した事業主に共済掛金の一部を2年間、補助します。

補助金

掛金の100分の20(ただし、従業員一人当たりの掛金月額が5,000円以上の場合は、補助対象掛金月額5,000円として計算)

対象者

次の三つの要件をすべて満たす必要があります。

- ①市内に事業所を有し、市税を完納している事業主
- ②事業所として、初めて特定退職金共済制度に加入した事業主
- ③常時雇用する従業員が100人以下(卸売業、小売業、サービス業は20人以下)

申請期

1年目:12回目の掛金を納付した日から3ヵ月後の月末まで
2年目:24回目の掛金を納付した日から3ヵ月後の月末まで
※2年目は、再度申請が必要です

【申込み・お問い合わせ】

大分市 商工農政部 商工労政課 TEL:097-537-5964



お知らせ

『ワークLIFEおおいた』は、大分市ホームページからもダウンロード(カラー版)ができますので、ご利用ください。今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください!

ワークLIFEおおいた 2013年10月発行

大分市 商工農政部 商工労政課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

tel:097-537-5964 fax:097-533-9077

e-mail:rousei@city.oita.oita.jp

大分市ホームページからもご覧いただけます

<http://www.city.oita.oita.jp/>

ライフ

ワークLIFE おおいた

第17号

2013
Oct

マスコットキャラクター
かおりん



大分市子育て支援サイト
naana(なあな)を
ご利用ください!



このQR
コードを
読み取っ
てね!

しいたん

大分市子育て支援サイトnaana(なあな)では、「仕事と子育ての両立支援」等について情報提供を行っています。詳しくは、大分市HPより『naana』を検索してください!

◆ トピックス ◆

- 小規模企業共済制度に加入しませんか?
- 退職金の準備は万全ですか? — 特定退職金共済制度

小規模企業共済制度に加入しませんか？

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

ほんとうに安心・確実なの？

小規模企業共済制度は、法律（小規模企業共済法）に基づく制度であり国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。契約者の方からお預かりしている掛金とその運用収入は、すべて契約者に還元される仕組みで、制度の運営経費は全額国からの交付金により賄われています。

昭和40年に発足した実績ある制度で、**現在約122万人**の方が加入しています。

共済金の税法上の取扱いは？

共済金の受取りは、「一括」「分割（10年・15年）」「一括と分割の併用」のいずれかをお選びいただけます。税法上、一括受取りによる共済金は「退職所得扱い」、分割受取りによる共済金は「公的年金等の雑所得扱い」となります。

毎月の掛金はどのくらいなの？

掛金月額は、1,000円～70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選べます。

加入後も掛金月額は増額・減額できます。（減額には一定の要件が必要です）。

また、払い込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。

掛金は税法上どんなメリットがあるの？

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

（1年以内の前納掛金も同様です）

共済金はどんな時に受け取れるの？

共済金は廃業時・退職時等に受け取れます。満期はありません。

事業資金も借り入れできるの？

契約者（一定の資格者）の方は、納付した掛金合計額の範囲内で、事業資金等の貸付けが受けられます。（担保・保証人は不要）

この制度に加入できる人は？

小規模企業共済制度に加入できるのは次の方々です。

○常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主および会社の役員

○事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員

○常時使用する従業員が20人以下であって、農業経営を主として行っている農事組合法人の役員

○常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員

○小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②をともに満たす方となります。

①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」

②「事業の執行に対する報酬を受けている」



【お問い合わせ】

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

<http://www.smri.go.jp/>

TEL：050-5541-7171

【受付時間】

平日 9:00～19:00

土曜 10:00～15:00

子育て支援に力を入れている企業を表彰しました

大分市では、中小企業の子育て環境の充実を図るとともに、社会全体で子育てを支援する気運を醸成するため、子育て支援に取り組んでいる優良中小企業を表彰する「大分市子育て支援中小企業表彰」を行っています。

平成25年度は「ジェイリース株式会社」が選ばれ、8月6日（火）に市長室にて表彰されました。誠にありがとうございます。



【取り組み】

- ・平成24年に、男女を通じて初めて男性社員が育児休業を取得。
- ・残業時間の20%削減と有給休暇取得率の向上を掲げ、各支店にポスターを掲示。
- ・社内報に育児休業の記事と取得した社員のコメントを載せて配布。

有給休暇や育児休業を取得しやすくすることで、より働きやすい環境となり、人材の確保や定着の効果が期待できます。事業主の皆さん、子育て支援の取り組みを推進しましょう！！

【お問い合わせ】大分市 福祉保健部 子育て支援課
TEL：097-537-5675

進めよう！障がい者雇用

障がい者の勤労意欲の向上を背景に、平成25年4月から、民間企業に義務付けられている障がい者の法定雇用率等が以下のとおり引上げられました。

法定雇用率 **1.8% → 2.0%**
対象企業 従業員数 **56人以上 → 50人以上**

障がい者が職業を通じ、誇りを持って自立した生活を送ることができるよう、雇用拡大にむけた企業への社会的要請も高まっています。より一層の推進をお願いします。

【大分市の取り組み】

大分市では、平成21年度から「知的・精神障がい者雇用促進事業」を開始し、現在、知的障がい者3人・精神障がい者1人を雇用しています。

嘱託職員として様々な業務経験を積みつつ、支援員による職業指導で社会人としてのマナーや基礎知識、スキルの習得に励んでおり、一般企業への就職につながるなど、障がい者雇用の拡大に取り組んでいます。

職場実習の受け入れ募集中

障がい者雇用の必要性は理解していても、「うちの会社で受け入れできるかな…?」「仕事をどう教えれば…」との不安から、採用に踏み切れない事業主の方も少なくありません。

そんな時は、左記の「障がい者雇用促進事業」で各種業務を経験し、採用後「即戦力」となる大分市嘱託職員の雇用をぜひご検討ください！

市
嘱
託
職
員
を
雇
用
す
る
メ
リ
ッ
ト

- ① 市役所で一定の就労経験を積んでいる
- ② 企業のニーズに合致した人選が可能
- ③ 他の支援機関の連携で就労後のフォローが円滑

また、「一度職場での様子を見てから…」という場合は職場実習をさせていただきます。

実習期間中、支援員が適時フォローし、賃金や交通費など会社側のご負担もありません。

お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

大分市 商工農政部 商工労政課
TEL：097-537-5964

